

平成22年度 6月補正の主な内容

一般会計

(単位：千円)

事業名	金額	内容	予算書の頁 ( )書きは工事明細				
予防事業	13,016	<p>日本脳炎予防接種事業</p> <p>従来の日本脳炎ワクチンは接種後に重症ADEM(アデム、急性散在性脳脊髄炎)を発症した事例があったことから、平成17年5月から積極的勧奨を差し控えてきたが、新たに「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」が平成21年2月に薬事法上の承認を受け、6月から供給が開始されたことから、平成22年4月の厚生労働省通知を受け、予防接種(無料)の積極的勧奨を再開するもの。</p> <p>○積極的勧奨の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：今年度に3歳の誕生日を迎える者(637人程度)</li> <li>・方法：毎月誕生日を迎える者に案内文、依頼状と予診表3枚(第1期の3回分)を送付</li> </ul> <p>※第1回目の8月には4～8月に誕生日を迎える者に送付</p> <p>○日本脳炎予防接種の概要</p> <p>第1期 初回(2回) 1回目接種後約2週間後に2回目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象年齢：生後6ヶ月～90ヶ月の者(標準は3歳時)</li> </ul> <p>第1期 追加(1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象年齢：初回接種後、概ね1年後(標準は4歳時)</li> </ul> <p>第2期 (1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象年齢：9歳～13歳(標準は9歳時)</li> </ul> <p>※平成22年3月に旧ワクチンの使用期限が到来、新ワクチンは第2期の接種に使用できないため、現在は第2期の接種はできない状況で、国において安全性等について検証中</p> <p>※6カ月～90ヶ月(7歳半)で積極的勧奨の対象とならない者についても、希望すれば無料接種は可能</p> <p>○事業費</p> <p>ワクチン代 4,423千円(勧奨対象者1,020回分+希望者540回分)  <small>通信費 29千円(積極的勧奨対象者への案内文等の郵送料)</small></p> <p>予防接種委託料 8,534千円(医療機関への接種委託料)</p>	P 87				
【健康増進課】							
地域排水処理事業	3,445	<p>地域排水処理施設使用料の誤徴収による還付</p> <p>平成17年の市町村合併時に使用料の徴収基準に関し、用途及び区分の見直しを行ったが、誤って合併後も旧基準のまま使用料を徴収していたことが判明し、該当者に平成21年度分までの差額分を還付するもの。</p> <p>○使用料見直しの内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合併前</th> <th>合併後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所等営業用の1本の用途で、延べ床面積100㎡以下月10,500円、10㎡増すごとに1,050円</td> <td>事業所等(店舗等)と集会所等(集会所、事務所等)の2つに分類し、事業所等は延べ床面積150㎡未満月10,500円、10㎡増すごとに1,050円、集会所等は300㎡未満月3,150円、20㎡増すごとに520円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○1ヶ月あたりの還付額【例】</p> <p>100㎡未満の集会所等：10,500-3,150=7,350円  110㎡の事業所等：11,550-10,500=1,050円</p> <p>○件数及び還付額</p> <p>10件 3,444,400円(還付加算金7件 202,000円を含む)</p>	合併前	合併後	事業所等営業用の1本の用途で、延べ床面積100㎡以下月10,500円、10㎡増すごとに1,050円	事業所等(店舗等)と集会所等(集会所、事務所等)の2つに分類し、事業所等は延べ床面積150㎡未満月10,500円、10㎡増すごとに1,050円、集会所等は300㎡未満月3,150円、20㎡増すごとに520円	P 87
合併前	合併後						
事業所等営業用の1本の用途で、延べ床面積100㎡以下月10,500円、10㎡増すごとに1,050円	事業所等(店舗等)と集会所等(集会所、事務所等)の2つに分類し、事業所等は延べ床面積150㎡未満月10,500円、10㎡増すごとに1,050円、集会所等は300㎡未満月3,150円、20㎡増すごとに520円						
【環境課】							

一般会計	平成22年度	現計	予算額	40,047,192千円
	"	6月補正	予算額	16,461千円
	"	補正後	現計予算額	40,063,653千円

平成22年度 6月補正の主な内容

特別会計

(単位：千円)

事業名	金額	内 容	予算書の頁 ( )書きは工事明細				
農業集落排水処理事業  【 環 境 課 】	952	農業集落排水処理施設使用料の誤徴収による還付  平成17年の市町村合併時に使用料の徴収基準に関し、集会所等の区分の見直しを行ったが、誤って合併後も旧基準のまま使用料を徴収していたことが判明し、該当町内会等に平成21年度分までの差額分を還付するもの。  ○使用料見直しの内容	P 90				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>合併前</th> <th>合併後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会所等は家庭用に区分し、居住者5人以上を適用し月4,200円</td> <td>集会所等の区分を新設し、延べ床面積300㎡未満は月3,670円、300㎡以上は月4,200円</td> </tr> </tbody> </table>		合併前	合併後	集会所等は家庭用に区分し、居住者5人以上を適用し月4,200円	集会所等の区分を新設し、延べ床面積300㎡未満は月3,670円、300㎡以上は月4,200円
		合併前		合併後			
		集会所等は家庭用に区分し、居住者5人以上を適用し月4,200円		集会所等の区分を新設し、延べ床面積300㎡未満は月3,670円、300㎡以上は月4,200円			
○1ヶ月あたりの還付額（市内の集会所は全て300㎡未満） 集会所等：4,200－3,670＝530円							
○件数及び還付額 37件 951,350円（月あたりの還付額が少額のため還付加算金なし）  平成22年度 現計予算額 354,567千円 6月補正予算額 952千円 補正後予算額 355,519千円							
漁業集落排水処理事業  【 環 境 課 】	13	漁業集落排水処理施設使用料の誤徴収による還付  平成17年の市町村合併時に使用料の徴収基準に関し、集会所等の区分の見直しを行ったが、誤って合併後も旧基準のまま使用料を徴収していたことが判明し、該当消防団施設の平成21年度分までの差額分を還付するもの。  ○使用料見直しの内容	P 93				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>合併前</th> <th>合併後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会所等は家庭用に区分し、居住者5人以上を適用し月4,200円</td> <td>集会所等の区分を新設し、延べ床面積300㎡未満は月3,670円、300㎡以上は月4,200円</td> </tr> </tbody> </table>		合併前	合併後	集会所等は家庭用に区分し、居住者5人以上を適用し月4,200円	集会所等の区分を新設し、延べ床面積300㎡未満は月3,670円、300㎡以上は月4,200円
		合併前		合併後			
		集会所等は家庭用に区分し、居住者5人以上を適用し月4,200円		集会所等の区分を新設し、延べ床面積300㎡未満は月3,670円、300㎡以上は月4,200円			
○1ヶ月あたりの還付額（該当消防団施設は300㎡未満） 集会所等：4,200－3,670＝530円							
○件数及び還付額 1件 12,720円（月あたりの還付額が少額のため還付加算金なし）  平成22年度 現計予算額 39,749千円 6月補正予算額 13千円 補正後予算額 39,762千円							